

出入ノ理事長之ヲ監査スルモノトス

第十三條 本會役員ノ出張旅費ハ總テ實費ヲ支拂ト俸給、報酬、謝禮等ハ理事長之ヲ定ム

第十四條 本會ハ毎月機關新聞或ハ雜誌ヲ發行シ一般會員ニ配布ス

第十五條 本會ハ會員ノ福利ノ爲メ必要ニ應ジ順次左ノ各部ヲ置ク

- 一、營業部
- 一、衛生部
- 一、法律部
- 一、慰問部
- 一、出版部
- 一、職業紹介部
- 一、調査部

第十六條 本會役員ハ左記分擔會務ニ従事スルモノトス

- 一、理事長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ執行シ會議ノ席ニ於テ議長トナル
- 二、常任理事ハ理事長ノ下ニ會務ヲ處理シ理事長不在ノ時ハ之ヲ代理ス
- 三、理事ハ理事長及常任理事ヲ補佐シ會務ヲ處理ス
- 四、幹事ハ構内ニ於ケル一般ノ會務ヲ處理シ本會ノ事業ヲ遂行スルモノトス

第十七條 大會ニ附議スベキ案件ニシテ緊急施行ヲ要スルコトアル場合ハ理事會議ノ上之ヲ決行シ會員ノ事後承認ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 會員ハ内地外國ヲ問ハズ何レニアル場合ト雖常ニ本部ト同一ノ步調ヲ執ル事ヲ嚴守スルコト

第十九條 會員ハ何時ヲリトモ本部又ハ支部ニ出頭シ本會備附ノ諸帳簿及書類等ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

第二十條 本會則ハ總會、臨時總會ノ決議ニ依ラザレバ改廢スルコトヲ得ズ

第二十一條 本會則ハ本會成立ト同時ニ之ヲ實施ス

海友會々則

神戸市海峽通二丁目九十九番地

海友會本部

電話三〇四六八六番